

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「県指針」という。）に基づき、県内に設置・運営しようとする有料老人ホームの設置手続等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (2) 設置希望者 県内に有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）を除く。以下同じ。）を設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 県内に有料老人ホームを設置・運営している者をいう。

第2章 事前協議等

(事前協議)

第3条 設置希望者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可（以下「開発許可」という。）又は同法第43条の規定による許可（以下「建築許可」という。）の申請前（開発許可対象外の場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認の申請前）に、有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記第1号様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、協議を行わなければならない。この場合において、事前協議書は、正副2通を提出するものとする。

- 2 知事は、事前協議書を受理したときは、その副本を設置予定地の市町村長に送付し、有料老人ホーム設置意見書（別記第2号様式）により、当該有料老人ホームの設置に関する意見を求めるものとする。
- 3 知事は、事前協議書の審査が終了したときは、設置希望者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（別記第3号様式。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。
- 4 設置希望者は、前項の事前協議済書を交付された後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。
- 5 設置希望者は、事前協議後に、その内容に変更が生じたときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書変更届（別記第4号様式）を提出するものとする。
なお、変更内容により知事が必要と認めたときは、再度事前協議書の提出を行うものとする。
- 6 知事は、設置希望者の事情により、長期にわたり手続が進行しなかったときは、事前協議書の再提出を求めることができる。

(市街化調整区域における事前協議等)

第4条 市街化調整区域内において有料老人ホームを設置しようとする設置希望者は、前条第1項の規定による事前協議書を提出する際、併せて市街化調整区域における有料老

人ホームの建設についての証明願（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前条第3項の規定により事前協議済書を交付する際、前項の市街化調整区域における有料老人ホームの建設についての証明願に証明のうえ設置希望者に対して交付するものとする。

（取り下げ）

- 第5条 設置希望者が、事前協議書を取り下げる場合は、有料老人ホーム設置計画取下げ書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

第3章 届出等

（設置届出等）

- 第6条 設置希望者が法第29条第1項の規定による届出を行う場合にあっては、事前協議済書の写しを添付するものとする。

- 2 知事は、法第29条第1項の規定による届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理書（別記第7号様式）を設置希望者に交付するものとする。
- 3 設置希望者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

（工事の着工届等）

- 第7条 工事の着工は、前払金の返還に係る保全措置を講じた後に行うものとする。

- 2 設置希望者は、工事に着工しようとするときは、建設工事着工届（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の建設工事着工届には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1）前払金の返還に係る保全措置を講じたことを証する書類の写し
 - （2）建設工事行程表
 - （3）その他知事が必要と認める書類

- 4 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始するまでに、必ず建築基準法第7条に基づく完了検査を受け、検査済証の交付を受けておかななければならない。

（事業開始届）

- 第8条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1）有料老人ホーム重要事項説明書（県指針別紙様式）
 - （2）建物引渡し関係書類（建築基準法第7条に基づく検査済証、消防法第17条に基づく検査済証等を含む。）の写し
 - （3）社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（証明書類の写しを含む。）
 - （4）その他知事が必要と認める書類

第4章 設置後の報告等

（定期報告）

- 第9条 設置者及び登録有料老人ホームを設置・運営している者は、毎年7月1日現在の有料老人ホーム又は登録有料老人ホームの現況報告等について、8月末日までに次に掲げる関係書類を提出して、知事に報告するものとする。

（1）経営状況等に関する報告

ア 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

イ 他業を営んでいる場合は、他業に係る上記アの関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の業務に係る上記アの関係書類を併せて提出すること。

(2) 重要事項説明書（設置者にあつては県指針別紙様式、登録有料老人ホームを設置・運営している者にあつては和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針（平成25年制定）別紙様式）

2 前項第2号については、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うことができるよう、和歌山県ホームページにて公表するものとする。

（随時報告）

第10条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに知事に提出するものとする。

(1) 役員又は施設長に変動があつた場合は、役員名簿

(2) 入居契約書、管理規程等を変更しようとする場合は、当該変更予定事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

(3) 利用料を改定しようとする場合は、当該改定予定事項及び当該事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

2 設置者は、有料老人ホームにおいて重大な事故が発生した場合には、直ちに当該事故の内容等を知事に報告するものとする。

（事業収支計画の見直し）

第11条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果を知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

有料老人ホーム設置計画事前協議書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

下記のとおり、有料老人ホームの設置計画について、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

記

- 1 施設の名称及び類型
- 2 施設の設置予定地
- 3 設置主体及び経営主体
- 4 入居定員 名 一般居室 室 定員 名
介護居室 室 定員 名
一時介護室 室 ベット数 床
- 5 施設の規模及び構造
 - (1) 敷地の面積 m^2
 - (2) 敷地所有者名（買収（予定）の場合は買収（予定）年月日及び買収（予定）価格、借地の場合は年間借地料）
 - (3) 建築面積 m^2
 - (4) 延床面積 m^2
 - (5) 建物の構造 造 階建て
 - (6) 施設設備の概要
 - (7) 日照・採光・換気等の状況
- 6 施行計画
 - 着工予定年月日 年 月 日
 - 竣工予定年月日 年 月 日
 - 事業開始予定年月日 年 月 日
- 7 職員の配置（職種別人員）
- 8 施設の管理（管理規程、入居者名簿等諸帳簿、運営懇談会規約、夜勤体制、嘱託医、防火・防災計画、研修計画）
- 9 入居者に対するサービスの内容
- 10 利用料及び前払金（額及びその算定方法、前払金返還の内容及びその方法等）
- 11 入居対象者及び入居者募集方法
（添付書類）
 - 1 設置趣意書
 - 2 法人の定款、登記簿謄本、役員名簿及び直近3年間の決算書（他業を営んでいる場合又は親会社がある場合については、それらに係る同様の決算書）
 - 3 前払金の返還に係る保全措置を講じたことを証する書類（工事着工までに提出することも可能。）
 - 4 資金計画書（敷地購入資金計画、建設資金計画、資金調達計画、返済計画、入居率の設定、資金収支計画及び損益収支計画）
 - 5 入居契約書、有料老人ホームの概要、有料老人ホーム重要事項説明書、介護サービス一覧表及び管理規程、苦情処理体制
 - 6 図面（案内図、配置図、平面図、立面図及び各室面積表）
 - 7 土地の登記簿謄本

別記第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

有料老人ホーム設置意見書

当市（町・村）における有料老人ホーム設置計画についての意見は、下記のとおりです。

記

- 1 施設名
- 2 設置予定地
- 3 都市計画法及び農地法の該当状況
- 4 本計画に対する市町村の要望、意見等
- 5 その他特記事項

別記第3号様式（第3条関係）

長第 号
年 月 日

（設置希望者） 様

和歌山県知事

印

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

下記の有料老人ホームの設置計画については、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条第1項の規定による事前協議済みであることを認めます。

記

1 施設の名称

2 設置予定地

3 設置・運営主体の名称

4 代表者氏名

別記第4号様式（第3条関係）

長第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議変更届

年 月 日付け 第 号で提出した和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条第1項の規定による事前協議書について、下記のとおり変更事項がありましたので、届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置地
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類等

別記第5号様式（第4条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

市街化調整区域における有料老人ホームの建設についての証明願

下記の有料老人ホームを市街化調整区域に建設する計画について、国土交通省総合政策局長通知（平成13年5月2日国土交通省総民発第9号）のⅢ-7の（14）の①イからニまでの要件に該当すると認められることの証明をいただきたくお願いします。

記

1 施設名

2 設置予定地

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

和歌山県知事

印

別記第6号様式（第5条関係）

長第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議の取り下げ願

年 月 日付け 第 号で提出した和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条第1項の規定による事前協議書については、下記のとおり取り下げをお願いします。

記

- 1 施設の名称及び設置地
- 2 取り下げ理由

別記第7号様式（第6条関係）

長第 号
年 月 日

（設置希望者） 様

和歌山県知事

印

有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付け 第 号で提出のあった標記届出については、
下記のとおり受理したので通知します。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 入居定員及び居室数
- 4 事業開始予定年月日

別記第8号様式（第7条関係）

建設工事着工届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 所在地
名 称
代表者職氏名

次のとおり有料老人ホームの建設工事を着工するので、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置地
- 3 着工年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 事業開始予定年月日

別記第9号様式（第8条関係）

有料老人ホーム事業開始届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 所在地
名 称
代表者職氏名

次のとおり有料老人ホーム事業を開始したので、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設竣工年月日
- 3 事業開始年月日
- 4 事業開始当初入居者数